

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり	記載例
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった関係と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。		

施策の方向性(1)	包括的相談支援体制の構築
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関等と連携・協働して適切な支援につなぐ場が整っています。 ●複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的な課題解決が図られています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価		主な取組・事業に係る評価(評価内訳)		令和2年度の社会福祉法改正により、包括的な支援体制の構築を目指す「重層的支援体制整備事業」が創設され、本区においても令和6年度からの実施に向け移行準備事業(令和3年度～5年度)に取り組んでいる。 住民の身近な地域において包括的に相談を受け止める場として、福祉保健部管理課・生活支援課の京橋図書館跡地への移転を契機とした「福祉総合相談窓口(仮称)」の令和6年4月開設に向け、運営体制の検討や関係機関との協議を進めてきた。あわせて、令和4年度に地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーターを1名増員、区全域と各地域ごとにコーディネーターを配置し、アウトリーチの拠点である「ちょこっと相談会」を各地域で開催する等アウトリーチの強化を図っている。 また、複雑化・複合化する課題に対応するため、令和2年度より福祉保健部の相談支援に関わる各部署に相談支援包括化推進員を順次配置し(R5年4月現在14名配置)、庁内連携体制の強化を図るとともに、困難事例のケース検討を行った。そのほか、要保護児童等対策協議会や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議においても、関係機関との情報共有や連携強化を図っている。あわせて、相談を受けた職員が、多様化する課題を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、ソーシャルワーク機能向上研修(年2回)を実施し、分野横断的な知識力、アセスメント力の向上を図るほか、オンライン等も活用したケアマネジャー研修や資質向上型地域ケア会議の開催により、ケアマネジメント力の向上に努めた。
A	①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備 【重・相】	A		
	②相談支援包括化のための多機関連携強化 【重・相】	A		
	③包括的・継続的マネジメント支援の推進 【重・相】	A		
	④ソーシャルワーク機能の向上	B		
	⑤アウトリーチ(地域に出向く支援活動)による支援の充実 【重・相】	A		

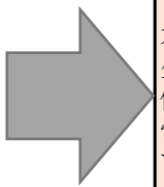
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備	ふくしの総合相談窓口の開設数	0カ所	0カ所	1カ所	2カ所	3カ所	3カ所(各地域に1カ所)
②相談支援包括化のための多機関連携強化	相談支援包括化推進員数	福祉保健部各課に1人以上(計14人)	福祉保健部各課に1人以上(計14人)	関係各課に1人以上	関係各課に1人以上	関係各課に1人以上	関係各課に1人以上
③包括的・継続的マネジメント支援の推進	資質向上型地域ケア会議の開催	年6回	年6回	年6回	年6回	-	継続
④ソーシャルワーク機能の向上	合同研修開催実績	年1回	年1回	年1回	年1回	-	各相談支援機関および区の関係部署ごとに年1回以上
⑤アウトリーチ(地域に出向く支援活動)による支援の充実	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数	個別支援:延べ1,225件 地域支援:延べ2,411件	個別支援:延べ1,955件 地域支援:延べ2,739件	個別支援:延べ2,112件 地域支援:延べ1,951件	個別支援:延べ2,112件 地域支援:延べ1,951件	-	拡大

3 課題

住民が身近な地域で相談できる体制を構築する必要があることから、京橋地域以外における「福祉総合相談窓口(仮称)」の整備に向けた検討が必要である。また、多様化する地域住民の課題に対応するためには、福祉保健部だけでなく他分野の部署との連携も必要となるほか、相談を受ける職員等が相談者・世帯の課題を的確に把握し、適切なサービスにつなげることが求められる。地域住民の課題が深刻化する前に、各支援機関につなげることも重要であり、地域住民による緩やかな見守りは欠かせず、地域住民から地域福祉コーディネーターに気軽に相談が寄せられる関係性を構築していく必要がある。



4 今後の方向性

本庁舎に開設予定の「福祉総合相談窓口(仮称)」は自立相談支援機関との一体的な実施を見据え検討を進めており、生活困窮に限らず多様な困りごとを受け止める場とするとともに、京橋地域以外についても地域ごとの特性を踏まえ、整備方法等を検討していく。今後も増加が見込まれる複合化した課題に対応できるよう、各会議体の活用により各機関の情報共有、連携強化を図るとともに、研修の実施等により各窓口におけるソーシャルワーク機能の向上に努める。あわせて、地域福祉コーディネーターの認知度を上げ、地域住民の気付きを支援につなぐ体制を構築する。

5 推進委員会による評価・意見等

--